

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の最重要課題の一つであると認識し、グループ各社の経営管理を強化するとともに、監査体制の充実によりグループ全体の経営効率の向上とガバナンスの徹底を図ることを経営の基本方針としております。また、適時、適切な情報開示を十分に行うことにより、経営の透明性および健全性の確保に努めております。

当社は、グループ規範のひとつとして「真実と公正」を掲げており、迅速で確かな意思決定と内部統制機能により、株主の皆様、お取引先、従業員、地域社会など各ステークホルダーとの良好な信頼関係を築き、企業の社会的責任を果たしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則2-6】

当社グループにおける企業年金の運用は、グループ傘下の会社ごとに、各社異なる形態にて行われています。

グループ各社はそれぞれ、直接または基金により積立金の運用を国内外の複数の運用機関へ委託し、個別の投資先選定や議決権行使を各運用機関へ一任することで、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないようにしています。

グループ各社毎に定期的に開催される資産運用委員会等での審議を通じ、運営全般の健全性を確認しています。なお、今後の検討事項として運用の専門性を高め、また、運用機関に対するモニタリングなどの期待される機能を発揮できるよう、運用等に関して指示を行う財務・人事の専門性を有する人材の育成を課題ととらえ、計画的に教育を実施することを検討してまいります。

【原則3-1 補充原則4-3-2 4-3-3】

(1) 経営理念についてはホームページで、経営戦略や経営計画は有価証券報告書にて、概要を開示しております。

また、当社は2021年5月13日に2024年3月期までの中期経営計画を公表し、当社ウェブサイトで公開しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、「ダイワボウホールディングス コーポレートガバナンス ガイドライン」を制定し、当社ウェブサイトで公開しております。

(3) 取締役の報酬につきましては、本報告書の「取締役の報酬関係」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(4) 選任にあたり、取締役については、株主からの経営の委任に応え経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を候補者とし、また、監査役については、幅広い見識や高度な専門性を有し、監査役の職務と責任を全うできる人材を候補者として、選任することを方針としております。

この方針に基づき、取締役候補者の指名および最高経営責任者たる社長以下の経営陣の選任および解任にあたっては、候補者の過去の業績、知見および資質などに関する継続的な評価をもとに、代表取締役と社外取締役との会合における意見を参考に原案を策定し、取締役会に上程し決定いたします。また、監査役候補者の指名または解任にあたっては、取締役候補者と同様の検討を行うことに加え、監査役会との協議における意見を十分に考慮し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会に上程し決定いたします。くわえて、取締役または監査役に法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、役位の解職その他の処分または株主総会に対する解任議案の提出について、審議のうえ決定します。

(5) 取締役・監査役候補の個々の選任・指名理由につきましては、招集通知添付書類の株主総会参考書類において、記載しております。

【補充原則4-1-3】

代表取締役などの最高経営責任者の後継者の育成に関しては、計画を作成するに至ってはおりませんが、業務執行取締役、非業務執行取締役、役付取締役、グループ会社の取締役として、当社グループの経営判断に関与させながら、その知識、経験を養い、能力を向上させる方針としており、取締役会は育成過程が適正、合理的かつ公正に運営されているかについて監督しております。今後、社外取締役の関与、助言のもと後継者計画の策定および取締役会の関与のあり方につき検討してまいります。

【補充原則4-2-1】

当社は現状、現金報酬であり自社株報酬については設定しておりませんが、現金報酬と自社株報酬の適切な割合につきましては、検討しております。

【補充原則4-10-1】

当社の独立社外取締役は、現状2名(取締役総数5名)であり過半数には達していません。当社は取締役の報酬等に関して、代表取締役と社外取締役により構成される任意の報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、代表取締役社長に対して、業績連動型報酬の額等の決定に関する答申・提言を行うものとし、取締役会は当該答申内容に従って決定することとしております。なお、取締役の指名等に関しては、独立社外取締役と代表取締役との会合を開催し、独立社外取締役から関与・助言を得ることとしており、現在、具体的実施に向けた検討を進めております。

【原則4-11】

当社は、取締役会を各事業に精通する者および経営に関する知見を有する者で構成され社外取締役を2名以上置くことを基本としており、取締役には海外現地法人の管理、運営の経験を有するものもおりますが、現時点におきましては、ジェンダーの面を十分に考慮したと言えだけの取締役会の構成にはなっていません。今後、取締役会の実効性評価の結果や経営戦略の観点も鑑み、多様な取締役を選任できるよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4】

当社が投資目的以外の目的で保有する株式は、取引関係の安定化・強化・拡大および資金調達の円滑化・安定化等といった定性面の目的に加え、配当金・関連取引利益などの関連収益、投資リターンと資本コストの比較、投資リスク、当該企業の成長性等、定量面からも総合的に勘案し、取締役会にて審議のうえ、中長期における当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合に限り、保有いたします。
当社は、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、政策保有の意義、経済合理性等を検証し、保有継続の可否および保有株式数を見直しており、上記の判断基準で、当社の中長期における企業価値向上につながらないと判断される株式は、相手先企業と十分な対話を行い縮減等をはかってまいります。
議決権の行使につきましては、当社および投資先企業双方の中長期的な企業価値向上の観点から、慎重な検討が必要と判断される議案について、その理由、目的等を十分に調査するとともに、コーポレートガバナンスおよび社会的責任の視点においても確認のうえ行使いたします。

【原則1 - 7】

当社では、取締役や取締役が実質支配する法人などとの関連当事者取引を行う場合には、当該取引が会社や株主共同の利益を害することがないよう、取締役会は、当該取引が関連当事者取引であることを取締役会に報告し、慎重な審議を進めるとともに、社外取締役および監査役会の意見を求め、取引の健全性および適正性を確保することとしております。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社の取締役会は、事業戦略や事業計画などの経営方針の策定、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備、経営陣に対する実効性の高い監督を行っております。
また、取締役会においては、取締役会の決議事項にあたらぬ日々の経営については、各業務執行取締役に委任し、担当業務の業務状況や経営課題について報告を受け、各取締役は報告に対する指摘・意見を述べ、社外取締役は独立した立場から助言等を行っております。

【原則4 - 9】

当社は、独立社外役員の選任にあたっては、人格・見識に優れ、専門的な見地に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった機能および役割が期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方としております。
また、当社の定める独立性判断基準は、東京証券取引所の基準をもとに、「ダイワボウホールディングス コーポレートガバナンス ガイドライン」の一部として制定し、当社ウェブサイトにて公開しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社の取締役会は、各事業に精通する者および経営に関する知見を有する者で構成し、員数は10名以内とし、社外取締役を2名以上置くものとしております。
当社の取締役の選任に際しては「ダイワボウホールディングス コーポレートガバナンス ガイドライン」に記載のとおり、株主からの経営の委任に応え経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を選任することとしております。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社の役員では、他の上場会社の業務執行取締役を兼務している役員はおらず、それぞれの職務に専念できる体制になっております。
また、兼務の状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書にて毎年開示を行っており、それ以外の兼務状況も合理的な範囲内であり、なお、役員の兼務につきましては、取締役会での承認を経たうえで決定しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社では、2019年度の取締役会全体の実効性について、その評価分析を行うため2020年4月中旬から5月中旬にかけてすべての取締役、監査役に対してアンケートを実施し、その集計結果を取締役に議論いたしました。
アンケートの内容は、設問は大分類として、「取締役会の構成」、「取締役会の開催」、「取締役会の付議・報告事項」、「取締役会での審議」、「役員に対する支援」、「自身の取り組み」などであり、それぞれに個別の設問を設定して実施しております。
調査結果につきましては、議案付議のタイミングや、十分な事前説明、付議資料の分かり易さなどは、資料の事前送付の原則を徹底し、かつ必要に応じて説明を実施することの徹底をはかっており、改善傾向にあるとの評価となりましたが、一方で、付議資料の内容および事前説明の充実にについては、引き続き検討・改善の余地がある旨の意見がありました。
取締役会の員数、構成、開催頻度、支援体制などはおおむね肯定的な評価がなされており、取締役会全体の実効性については確保されていると認識いたしております。この結果を踏まえ、取締役会の活性化、監督機能の強化等に引き続き取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は、取締役および監査役が新たに就任する際は、その役割・責務を適切に果たすため、必要知識の習得を目的とする社内外の研修への参加機会を提供しております。
また、社外取締役および社外監査役に対しては、当社グループの事業内容や経営課題等の会社情報の提供を継続的に実施しております。就任後の取締役および監査役に対しても、それぞれ期待される役割・責務を適切に果たすことができるよう、継続して情報提供等を行うとともに、必要な知識の習得などの研鑽に努めることができる会合出席や事業所視察等の機会を提供するよう努めております。

【原則5 - 1】

株主や投資家との対話に関しては、IR担当取締役が統括し、合理的かつ円滑に行うよう努めてまいります。また、必要に応じて代表取締役や経営陣幹部、IR担当取締役が面談の任にあたる方針であります。

2. 資本構成

| | |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 30%以上 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|-------------------------|-----------|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 1,134,500 | 5.90 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口) | 1,050,300 | 5.46 |
| ダイワボウ従業員持株会 | 667,943 | 3.47 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 616,128 | 3.20 |

| | | |
|------------------------------|---------|------|
| JP MORGAN CHASE BANK 380072 | 591,960 | 3.08 |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT | 451,856 | 2.35 |
| 第一生命保険株式会社 | 400,000 | 2.08 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385632 | 367,750 | 1.91 |
| ゴールドマン・サックス証券株式会社 | 353,200 | 1.84 |
| 3D OPPORTUNITY MASTER FUND | 318,300 | 1.66 |

| | |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | |
| 親会社の有無 | なし |

| |
|------|
| 補足説明 |
|------|

3. 企業属性

| | |
|--|------------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 卸売業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 <small>更新</small> | 1兆円以上 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

| | |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 10名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 土肥 謙一 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 中村 一幸 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|--|
| 土肥 謙一 | | | 他の会社の経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識を、当社の経営および財務運営に反映できると考えております。また、取引所の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、一般株主との間に利益相反の生じる恐れがないと判断しております。 |
| 中村 一幸 | | | 他の上場会社の経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識を、当社の経営および財務運営に反映できると考えております。また、取引所の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、一般株主との間に利益相反の生じる恐れがないと判断しております。 |

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |
|----------------------------|----|

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

| | 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|------------------|--------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | | | | | | | | |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 報酬委員会 | 3 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 社内取締役 |

補足説明 更新

補足説明

報酬委員会は、取締役会の諮問機関とし、代表取締役社長と社外取締役の3名以上で構成しています。
 報酬委員会は、代表取締役社長に対して、業績連動型報酬の額等の決定に関する答申・提言を行うものとし、取締役会は当該答申内容に従って決定することとしております。
 なお、現在の構成は以下のとおりです。

(報酬委員会)
 委員長 西村幸浩
 委員 土肥謙一
 委員 中村一幸

【監査役関係】

| | |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の数 | 5名 |
| 監査役の数 | 4名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、監査法人は、定期的な業務監査・会計監査の際に必要なに応じて会合を持つほか、相互に緊密な連携を保つため情報および意見交換を行っております。

| | |
|-----------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の数 | 2名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている数 | 2名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|-------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 藤木 久 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 植田 益司 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|------|--------------|---|
| 藤木 久 | | | 弁護士であり、法律の専門家として、経営者の職務執行に関して、公正・中立な立場からの監査意見が十分期待できると考えております。また、取引所の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、一般株主との間に利益相反の生じる恐れがないと判断しております。 |
| 植田 益司 | | | 公認会計士・税理士として培われた高度な専門性を活かし、公正・中立な立場から豊富な経験と幅広い見識を、当社の監査に反映できると考えております。また、取引所の定める独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しております。 |

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

当社の定める独立性判断基準は、東京証券取引所の基準をもとに、「ダイワボウホールディングス コーポレートガバナンス ガイドライン」の一部として制定し、当社ウェブサイトで公開しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は社外取締役を除く取締役への報酬として、基本報酬(固定報酬)に加えて、業績連動型報酬を導入しております。業績連動型報酬の詳細は、本報告書の「取締役の報酬関係」の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬 10名 120百万円
注) 使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は2021年2月25日開催の取締役会において以下概要のとおり、「取締役の個人別報酬等に係る決定方針」を決議しております。

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬制度は、中長期的な業績向上と企業価値増大に対するインセンティブを高めること並びに優秀な人材を獲得・保持できる報酬水準を維持し、かつ透明性・客観性が高いものであることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬については、上記基本方針に則り、基本報酬(固定報酬)と業績連動型報酬により構成する。

社外取締役の報酬については、客観的、独立的立場から経営に対して監督および助言を行うという役割に鑑み、基本報酬(固定報酬)のみとする。

取締役会は代表取締役社長と社外取締役の3名以上で構成する報酬委員会を設置し、報酬委員会は代表取締役社長に対して、業績連動型報酬の額等の決定に関する答申・提言を行うものとする。

(2) 基本報酬(固定報酬)の個人別の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

基本報酬(固定報酬)は、各取締役の役位、職責に応じた額とし、金銭による固定報酬として毎月支給する。

報酬水準については、経済・社会情勢、当社の経営環境・業績を踏まえるとともに、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考にして、毎年、役位ごとの報酬水準が上記基本方針に則っているかを検証のうえ、取締役会において決定することとする。

(3) 業績連動型報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動型報酬は、金銭による報酬として毎年、一定の時期に支給する。

指標として連結売上高、連結営業利益等の目標値に対する達成度合等を定め、前年度の業績に基づき基準額のプラスマイナス30%の範囲内にて算定する。

業績連動型報酬の額等の決定に際しては、代表取締役社長が策定、諮問する原案を報酬委員会において検討のうえ答申・提言を行うものとし、代表取締役社長は当該答申内容に従って決定することとする。

(4) 基本報酬(固定報酬)の額または業績連動型報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬(固定報酬)と業績連動型報酬の割合を概ね3対1と設定し、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考にして、取締役会において決定することとする。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬(固定報酬)の額の決定および業績連動型報酬における業務執行取締役の評価に関する原案策定並びに額の決定とする。

当該権限が適切に行使されるよう、上記の委任を受けた代表取締役社長は業績連動型報酬における業務執行取締役の評価に関して策定された原案を報酬委員会に諮問のうえ答申・提言を得るものとし、当該答申・提言の内容に従って業績連動型報酬の額を決定することとする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

横断的な内部監査の役割を担う組織として監査室を設置しており、監査室に属する使用人は必要に応じて監査役会の監査業務を補助しております。なお、監査室に属する使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないよう、取締役からの独立性を保っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

| 氏名 | 役職・地位 | 業務内容 | 勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等) | 社長等退任日 | 任期 |
|-------|-------|---------------|---------------------------|------------|----|
| 阪口 政明 | 相談役 | 業界団体等の社外活動に従事 | 非常勤、報酬有 | 2020/03/31 | |

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

当社は相談役制度に関する内規を定めております。顧問制度は、2018年6月28日付の取締役会決議をもって、廃止しました。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、2006年1月1日から純粋持株会社体制に移行し、業務執行についてはグループ会社へ機能を移管し、グループ経営を推進しております。持株会社の取締役会は、「グループ戦略の立案」「グループ経営資源の最適配分」「グループ業務執行の監督」に専念し、グループ会社の取締役はそのグループ戦略に基づき、業務を執行する役割と責任を担うことにより、経営の意思決定の迅速化および監督機能の強化を図り、効率的で機動的な経営体制の構築に取り組んでおります。

また、当社は、毎月開催する取締役会、定期的に開催する監査役会のほか、経営戦略会議を定期的に開催し、業務執行の状況把握に努め、迅速かつ必要な対処をしております。それに加え、一連の内部統制機能を高めるため、各専門委員会を必要に応じて開催するとともに、経営スタッフ部門のサポートにより、グループ会社共通の課題に関して高い透明性を確保したうえで、公正な企業活動を推進しております。さらに、年1回グループ会社幹部が参加する「経営方針発表会」を開催し、グループ全体の経営方針がグループ内に徹底するよう努めております。

一方、監査役は取締役会、その他重要な会議には必ず出席し、独立した立場で発言するとともに、必要なグループ会社の営業部門、管理部門、主要な事業所に対して、個別ヒアリングや業務執行を監査することにより、コーポレート・ガバナンスの充実に資しております。

また、横断的に内部統制機能を統括する監査室は、計画的な内部監査を実行するほか、内部牽制などの統制システム、記録や規定類の整備等のチェックなどに積極的に取り組むとともに、必要に応じて監査役の監査業務の補助を行っております。

会計監査については、EY新日本有限責任監査法人与監査契約を締結しております。指定有限責任社員・業務執行社員として、村上和久氏、葉山良一氏が会計監査業務を執行し、補助者としてその他の公認会計士等が監査業務にあっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、社外監査役については、法律の専門家や公認会計士・税理士として培われた高度な専門性を有する者など独立性の高い者を選任し、経営のモニタリングやアドバイスを公正・中立な立場で行うなど、監査の機能強化に努めております。

また、社外取締役には、他の会社の経営者として培われた豊富な経験および幅広い見識を保有する者などを選任し、外部的視点から経営への助言などを行っております。

社外取締役を含めた取締役会と、監査役会との連携により、コーポレート・ガバナンスは機能していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|--|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 総会日の3週間前に発送いたしております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | インターネットによる議決権の行使を可能としております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。 |
| 招集通知(要約)の英文での提供 | 狭義の招集通知および株主総会参考書類については英訳版を作成し、当社ホームページに掲載しております。 |

2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 半期毎に実施しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 「招集通知」「決議通知」「決算短信」「株主通信」「有価証券報告書」「決算説明会資料」等を掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IR・広報室を設置しております。 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|------------------|---|
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 委員会組織としてESG推進委員会を設置し、グループにおける環境・社会貢献・ガバナンスに関する活動の管理および意識啓蒙を図っております。 |

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務ならびに当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備しております。

1. 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、法令遵守および企業倫理の浸透をグループ会社の取締役および使用人に徹底するため、「グループ企業行動憲章」を制定し、関連する法令の周知および社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努める。
 - (2) 内部監査部門である監査室が、各部門における業務執行の法令・定款との適合性を監査する一方、「コンプライアンス規則」を整備し、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」の設置により、当社グループ内の法令遵守および企業倫理の取組みを横断的に推進・統括する。
 - (3) 法令上疑義のある行為等について、従業員が情報提供を行う手段として法務コンプライアンス室が所管する「ダイワボウ・ヘルプライン」を設置・運営することにより、問題を未然に防止するよう努める。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 「文書取扱規程」の整備により、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し保存する。
 - (2) 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスク管理規則」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの3つの体系に区分することで、各部門が共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図る。また、「危機管理規則」の整備により重大な損失の及ぼす影響の極小化と再発防止に努める。
 - (2) 当社グループ内のリスク管理の取組みを横断的に統括、推進するため、代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、新たに発生した各種リスクについて、同委員会において速やかに対処方針を決定し、リスク管理体制の実効性を確保する。
4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、純粋持株会社として、取締役会の機能をグループ戦略の立案、業務執行の監督に特化し、グループ会社の取締役にはそのグループ戦略に基づいた業務の執行と責任を担わせ、担当区分を明確にする事により、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図り、効率的で機動的な経営体制を構築する。
 - (2) 当社グループは、中期経営3カ年計画および年度事業計画を策定し、毎月の取締役会において、ITを活用した管理会計システムに基づき、月次レビューと改善策の提案により、業績管理を徹底する。
 - (3) 経営に重大な影響を及ぼす事項は、経営戦略会議等において審議するとともに、当社およびグループ会社の取締役は、自らグループ戦略方針に立脚した具体的施策と業務規程に基づく業務遂行体制を決定する。
5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) グループ会社をカテゴリー別に区分し、基本的権限を定めた「グループ経営管理規程」を整備し、グループの全体最適性を最優先課題とした業務運営の適正な管理を実践する。
 - (2) グループ会社は自ら業務運営の適正管理を実践するとともに、当社はそれらを監督する取締役を任命し、法令および定款の遵守とリスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また、当社の各スタッフ部門はこれらを機能横断的に支援する。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役は必要に応じ、監査室に属する使用人に対し、監査役の職務の補助を命じることができる。
 - (2) 監査室に属する使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。
7. 当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・使用人は、取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況と、次に定める事項について監査役に対して随時報告する。
 - A. 会社の信用を大きく低下させる恐れのある事項
 - B. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - C. 重大な法令・定款違反その他重要な事項
 - (2) 当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人が、前号に定める事項に関する事実を発見した場合は、「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に則り、監査役に報告する。
 - (3) 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人に報告を求めることができ、当該取締役・監査役・使用人はこれに応じる。
8. 当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に則り、報告者に対する解雇その他の不利益取扱いを禁止する。
9. 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
10. その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、取締役会等の重要な会議には出席して、独立した立場で発言する。また、グループ会社の各部門にも出向いて業務執行を監査する。
 - (2) 監査役は、会計監査人と定期的な業務監査を行うほか緊密な連携を保つこととする。また、代表取締役との間の定期的な意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下のとおり反社会的勢力排除に向けた体制を整備しております。

当社では「グループ企業行動憲章」に定めたとおり、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には、経営トップ以下、組織全体として毅然とした態度で臨み、不当要求に対しては断固として拒絶する。

反社会的勢力に対する対応統括部署は人事総務室とし、平素より警察など外部関係機関との連携を緊密に保ち情報収集に努めるとともに、事案の発生時には迅速に対応できる体制を構築する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、グループ企業行動憲章に「広く社会とのコミュニケーションを通して良好な関係を築き、企業情報を適時、適切に開示する。」と定め、投資家への会社情報の提供について、公正かつ真摯な姿勢で臨んでおります。

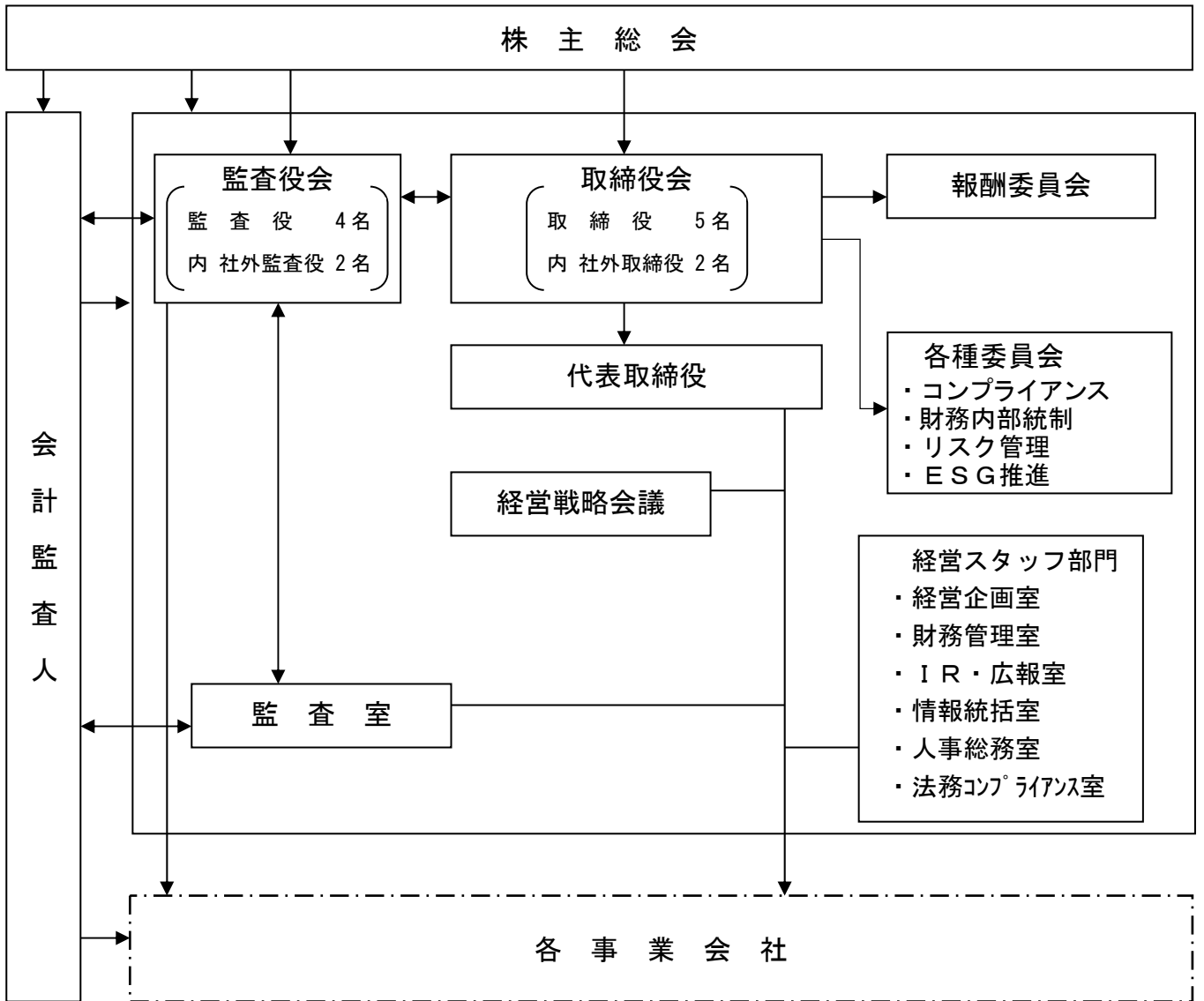
このような考えのもと当社は、社内規程の「インサイダー取引規制に関するガイドライン」に従い、法務コンプライアンス部門の担当取締役を「情報管理責任者」、各経営スタッフ部門・各子会社の代表者を「情報管理者」に任命し、情報開示に関する管理・運営を行っております。

「決算情報」「決定事実」「発生事実」の重要事実については、所管部門の情報管理者から情報管理責任者が報告を受け、情報管理者および法務コンプライアンス部門において開示の必要性を判断のうえ、情報管理責任者が代表取締役に報告し、取締役会において決議・報告を行います。取締役会における決議・報告後、直ちに法務コンプライアンス・IR・広報部門が、各証券取引所等への開示資料の提出、記者クラブでの資料配布等の情報開示を行います。

開示資料については、情報開示終了後、当社ホームページに速やかに掲載するなど、投資家への積極的なディスクロージャーを行う体制を整えております。

なお、会社情報の適時開示に係る社内体制図は、別添の「適時開示体制図」のとおりです。

[コーポレート・ガバナンス体制図]



[適時開示体制図]

